

グリーン購入の調達者の手引きの改訂について（案）

1．手引きの目的

平成 22 年度のグリーン購入法の特定調達品目は、19 分野 256 品目と広範多岐にわたっている（平成 22 年 2 月 5 日閣議決定）。また、各品目の判断の基準等についても、単一の基準は少なく、様々な要件を組み合わせることとなり、対象製品の範囲も複雑化している。このため、グリーン購入を行う国等の機関の調達者や国等の機関に準じた取組を行なっている地方公共団体等の調達者が、判断の基準等の内容を正しく理解し、環境物品等を容易に調達するための参考となるよう、平成 21 年度において、「グリーン購入の調達者の手引き」（以下「手引き」という。）を作成し、その中で体系的に判断の基準等の整理を行うとともに、既存の環境ラベル等を活用した確認方法を示したところである。

本年度も引き続き、手引きに掲載されている品目については判断の基準等の見直し等を適切に反映するとともに、新たに要望・質問等の多い品目から優先順位をつけて追加を行い、手引きの改訂を行うこととする。

2．改訂内容（案）

本年度改訂する手引きには、公共工事を除く物品及び役務 194 品目¹のうち、国等の機関における調達量が多い品目、国等の機関の調達者や地方公共団体からの問い合わせの多い品目、判断の基準等の解釈を間違えやすい品目またはわかり難い品目等を優先的に掲載するものとする。なお、手引きの内容や掲載品目の優先順位等の検討に当たっては、実際の調達者から寄せられた要望・意見等を踏まえ、改訂内容に可能な限り反映することとする。

（1）環境ラベル等の整理

特定調達品目に指定されている物品等には、様々な環境ラベルが表示されており、実際の調達に当たって既に参考にされているものも多くある。このため、特定調達品目の判断の基準等に関連する環境ラベル等との関連性・整合性を整理し、手引きの継続的な改訂を行う。なお、手引きにおいて参考とする環境ラベル等は、原則として、第三者機関や業界団体等が運用している環境ラベル制度によるものとし、個々の事業者等が自ら宣言するラベルについては、現段階においては対象とはしない。

¹ 平成 23 年度調達の基本方針の追加・見直し内容については、原則として手引きの改訂に反映するものとする。

(2) 新規追加候補案

現段階において改訂版の品目別の解説に追加する分野・品目候補としては、本年度に重点改善品目であるプロジェクタ、自動販売機及び印刷²に加え、以下の分野・品目等を対象として検討している。

- 文具類(文具類共通の基準以外の品目、判断の基準等がわかり難い品目等を選定)
- カートリッジ等(トナーカートリッジ、インクカートリッジの判断の基準等に加え、調達に当たっての留意事項(回収システム等)の解説)
- テレビジョン受信機(再追加予定品目)
- 照明器具・ランプ(対象品目の拡大)
- タイヤ(転がり抵抗等の判断の基準等の解説)
- 清掃(庁舎管理等の清掃役務の判断の基準等の解説)

(3) カーボン・オフセット、カーボンフットプリントに関する情報提供

平成 22 年度の基本方針前文「環境物品等に関する情報の活用と提供」において、温室効果ガス削減のための新たな取組であるカーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマークを参考として環境負荷低減に資する物品等の調達に努める旨記載したところである。しかしながら現段階においては、これら認証ラベルやカーボンフットプリントマークが表示された製品等は、市場に十分に供給されている状況にはないものの、制度の意義や考え方が浸透するに伴い、カーボン・オフセット認証案件の増加やカーボンフットプリントの算定・表示に活用される商品種別算定基準(Product Category Rule)の策定等の着実な進展が図られている。

このため、手引きの改訂に当たって、カーボン・オフセット認証ラベルやカーボンフットプリントマークの表示製品等の供給状況やこれらの制度の内容等を掲載することにより、調達者に対して具体的な表示製品などに関する情報提供を図るとともに、制度の意義や内容に関する理解の促進及び制度の一層の普及が期待される。

² 印刷については判断の基準等の見直し結果を反映する。